

しまね就職活動等応援助成金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）が島根県内での就職を希望する大学生等の就職活動に要する経費及びしまね学生インターンシップ等への参加に要する経費に対し予算の範囲内において本助成金を交付することで、大学生等の島根県内就職を促進し、島根県内企業の人材確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

(1) 大学等

学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校並びに各都道府県条例等に基づき設置する農業大学校、林業大学校その他これらに相当するものとして財団が認めるもの（研修課程は除く）をいう。

(2) 大学生等

島根県内外の大学等に在籍している学生（高等専門学校については、4年生以上に限る。）で、「しまね登録」に登録している者をいう。

(3) 県内企業

島根県内に就業場所となる事業所等を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業（県外に本社を置く企業を含む。）をいう。

(4) 事業所等

本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所をいう。

(5) 県内目的地

県内企業における事業所等の島根県内所在地、第7号に規定する就職活動の場所、第9号に規定するしまね学生インターンシップの実習場所又は第10号に規定するしまね短期仕事体験の実習場所をいう。

(6) 経由地

居住地から県内目的地に移動をする際に経由する宿泊先（実家等）をいう。

(7) 就職活動

県内企業が大学生等を採用するために島根県内で実施する説明会（他の団体が主催する合同企業説明会において当該企業が説明をする場合を含む。）、面接、適性試験、筆記試験、企業見学並びに県内企業が島根県内で実施するインターンシップ等に参加することをいう。

(8) インターンシップ等

県内企業の島根県内での事業所等において行う就業体験等（第12号に規定するしまね学生インターンシップ等及び別途助成制度のある島根県中小企業団体中央会が実施するIT技能習得促進インターンシップを除く。）をいう。

(9) しまね学生インターンシップ

しまね学生インターンシップ実施要領の規定に基づき実施されるインターンシップをいう。

(10) しまね短期仕事体験

しまね短期仕事体験実施要領の規定に基づき実施される就業体験等をいう。

(11) しまね1 Day仕事体験

しまね1 Day仕事体験情報提供事業実施要領の規定に基づき実施される就業体験等をいう。

う。

(12) しまね学生インターンシップ等

第9号に規定するしまね学生インターンシップ及び第10号に規定するしまね短期仕事体験をいう。

(13) 特定助成金

国、県、市町村その他公的機関等（以下「他団体」という。）が運用している県内就職の促進を目的とした交通費又は宿泊費に対する助成金をいう。

(助成金の種類)

第3条 この助成金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) しまね就職活動応援助成金
- (2) しまね学生インターンシップ等応援助成金

(助成金の内容)

第4条 助成金の対象者、対象経費等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、原則として、事前に財団ジョブカフェしまねサイトの専用フォームから仮申請することとする。

2 助成金の交付申請をする者は、交付申請書（様式第1号）を助成金の種類に応じて次表に規定する提出期限までに財団に提出しなければならない。

助成金の種類	提出期限
しまね就職活動応援助成金	就職活動を行った日から起算して30日を経過した日又は就職活動を行った日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日（該当日が土、日又は祝日の場合は直前の営業日）
しまね学生インターンシップ等応援助成金	しまね学生インターンシップ等の実習最終日から起算して30日を経過した日又はしまね学生インターンシップ等の実習最終日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日（当該日が土、日又は祝日の場合は直前の営業日）

(交付決定)

第6条 財団は、前条に規定する助成金の交付申請が適当であると認めたときは、支払通知書（様式第2号）又は助成非該当書（様式第3号）により、助成金の交付決定の内容及び交付すべき助成金の額を当該申請者に通知する。

(助成情報等の提供)

第7条 財団は、他団体がこの助成金と重複した助成を避けることを目的として、特定助成金の交付決定の際に必要な次の事項の問い合わせをした場合（氏名、大学等名称等により該当者を特定して問い合わせをした場合に限る。）は、当該他団体に次に掲げる情報を提供するものとする。

- (1) 訪問日付及び訪問企業
- (2) 申請した交通費及び宿泊費に関する情報
- (3) 各自治体等からの交通費等の支給額に関する情報
- (4) その他他団体が交付申請の審査に必要であると財団が認める情報

2 第5条第1項の規定により必要な情報を入力した者又は同条第2項の規定により交付申請をし

た者は、前項の提供に同意をしたものとみなす。

(助成金の返還)

第8条 財団は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は財団が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和3年3月1日から適用する。ただし、施行期日の属する年度における第2条第6号及び別表1の規定の適用は、「10月1日」とあるのは「3月1日」と読み替えるものとする。

(しまねUIターン就職活動応援助成金交付要綱の廃止)

- 2 しまねUIターン就職活動応援助成金交付要綱（平成31年4月19日施行）は、令和3年2月28日に廃止する。

(経過措置)

- 3 附則第2項の規定による同要綱の廃止の際、現に同要綱の規定により助成対象となっている就職活動等に対する助成金の取扱いは改正前の要綱の規定によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月18日から施行する。

(適用関係)

- 2 改正後の要綱は令和4年4月1日以降の就職活動等に適用し、令和4年3月31日以前の就職活動等については、改正前の別表2の規定を適用する

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月30日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(適用関係)

- 2 改正後の要綱は令和4年10月1日以降の就職活動又はしまね学生インターンシップに適用し、令和4年9月30日以前の就職活動等については、改正前の規定を適用する。

(しまね学生インターンシップ助成金交付要綱の廃止)

- 3 しまね学生インターンシップ助成金交付要綱（平成27年4月1日施行）は、令和4年9月30日に廃止する。

(経過措置)

- 4 附則第3項の規定による同要綱の廃止の際、現に同要綱の規定により助成対象となっているしまね学生インターンシップに対する助成金の取扱いは、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月22日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

(適用関係)

2 改正後の要綱は令和5年10月1日以降の就職活動又はしまね学生インターンシップ等に適用し、令和5年9月30日以前のものについては、改正前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適用関係)

2 改正後の要綱は令和6年4月1日以降の就職活動又はしまね学生インターンシップ等に適用し、令和6年3月31日以前のものについては、改正前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月13日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(適用関係)

2 改正後の要綱は令和7年4月1日以降の就職活動又はしまね学生インターンシップ等に適用し、令和7年3月31日以前のものについては、改正前の規定を適用する。

別表 助成金の内容（第4条関係）

	しまね就職活動応援助成金	しまね学生インターンシップ等応援助成金
(1)対象者	島根県内で就職活動をする大学生等	しまね学生インターンシップ等に参加をする大学生等
(2)対象経費	<p>島根県内での就職活動のために、居住地から県内目的地等（経由地を含む。）の間を移動した場合に要する交通費及び宿泊費（いずれも領収書等の発行が可能なものに限る。）。ただし、以下のいずれかに該当する場合は助成対象外とする。</p> <p>① 居住地から県内目的地までの片道交通費（税込）が3,000円未満の場合。</p> <p>② 公務員試験（国、県、市町村）を受験する場合（行政機関ガイダンス等への参加を含む。）。</p> <p>③ 行政機関が実施するインターンシップ等に参加をする場合（しまね1 Day仕事体験は除く。）。</p>	<p>しまね学生インターンシップ等（対面で3日以上の場合に限る。）への参加のために、居住地から県内目的地等（経由地を含む。）の間を移動した場合に要する交通費及び宿泊費（いずれも領収書等の発行が可能なものに限る。）。ただし、以下のいずれかに該当する場合は助成対象外とする。</p> <p>① 居住地から県内目的地までの片道交通費（税込）が3,000円未満の場合。</p> <p>② 国、県、市町村が実施するものである場合。</p>
(3)助成率	10 / 10	
(4)限度額	90,000円（年度当たり）	90,000円（年度当たり）

- ※1 対象となる交通費は、公共交通機関（タクシーを除く。）を利用した場合に限るものとし、自家用車やレンタカーでの移動経費（高速料金やガソリン代等）は対象外とする。
- ※2 対象となる移動は、助成金の種類に応じて就職活動の日又はしまね学生インターンシップ等の実習開始日から起算して30日前的日から就職活動の日又はしまね学生インターンシップ等の実習終了日から起算して30日後の日までの移動とする。
- ※3 対象となる宿泊費は、助成金の種類に応じて就職活動の日又はしまね学生インターンシップ等の日及びそれらの前日に係るものとする。また、その上限は税込9,800円/日とし、上限は10泊とする。
- ※4 宿泊費に朝食代、夕食代が含まれる場合も対象とするが、食卓料が含まれない場合の加算はしない。
- ※5 助成対象経費のうち、県内企業から交通費及び宿泊費の一部について支給を受けた場合にあっては、当該金額を除いた自己負担分について助成対象とする。特定助成金の交付を別途受けている場合も同様とする。
- ※6 移動と宿泊が一体となっている旅行商品の購入費（原則として交通費と宿泊費の区分ができる場合）についても対象とする。
- ※7 旅行会社等へ旅券を依頼した場合の手数料は対象外とする。
- ※8 居住地から県内目的地までの往復にかかる経費を対象とするが、往路のみ又は復路のみの申請も可能とする。